随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	宝満川轟木排水機場2号ポンプ設備修繕工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 船橋 昇治 久留米市高野1丁目2番1号
契約年月日	平成31年 2月 7日
契約業者名	(株)荏原製作所
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区美野島1-2-8NTビル
契 約 金 額	83,484,000円(税込み)
予 定 価 格	83,548,800円(税込み)
随意契約による こととした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	佐賀県鳥栖市真木町今川地先
工種区分	機械設備工事
工事期間(自)	平成31年 2月 8日
工事期間 (至)	平成32年 3月13日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契 約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工事名 宝満川轟木排水機場2号ポンプ設備修繕工事

2. 施工場所 佐賀県鳥栖市真木町今川地先

3. 契約の相手方 住 所 : 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 M ビル

会社名 : 株式会社荏原製作所 九州支社

電 話:092-415-8321

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的・内容

本工事は、筑後川河川事務所が管理する轟木排水機場の主ポンプ駆動設備(ガスタービンエンジン、動力伝達装置)の分解整備、操作制御設備の整備を行なうものである。

2) 随意契約に付する理由

排水ポンプ設備は、その全体システムが各製作メーカが独自に管理保有している技術(以下「ノウハウ」という)によって構成されており、改修や修繕に当たってもノウハウが必要となる。

また主ポンプ駆動設備及び操作制御設備の整備はポンプ設備の重要部品である主原動機(ガスタービンエンジン)、動力伝達装置(減速機)及び操作制御盤の整備であり、これらの当該ポンプ設備製作メーカーの有するシステム全体のノウハウを有した者以外での工事実施は極めて困難である。

そのため一般競争入札導入後に実施した排水ポンプ設備の改修工事等については契約に至った全 てが1者応札(既設設備の製作メーカー)である。

株式会社荏原製作所は、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立しているととも に、ノウハウを有しシステム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として株式会社荏原製作所を特定し、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付け国官会第935号)に基づき、参加の有無を確認する公募手続きを行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、株式会社荏原製作所が本工事を履行できる唯一の機関と判断した。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

> (随意契約理由書作成者) 管理課長